

新公益法人制度における武道団体の法人格移行に関する研究

○志々田 剛将（早稲田大学大学院）

公益法人制度改革 武道団体 インタビュー調査

【序論】

日本では、1896 年（明治 29 年）の民法制定以来、たびたび公益法人の不祥事が起こり問題となってきた。従来の公益法人制度の様々な問題点の見直しや、民間非営利部門の活動の促進のため、2008 年（平成 20 年）12 月 1 日から、従来の公益法人制度を抜本的に見直した新たな公益法人制度（公益法人制度改革関連 3 法）が始まった。新公益法人制度により、従来の公益法人の多くが新公益法人に移行するとみられていたが、約 2 年が経過したにもかかわらず、約 2 万 4 千ある旧公益法人のうちのわずか 1,826 件（全法人の 7.5%）しか移行申請しておらず、未だに多くの法人が移行していない現状が見受けられる。また、それはスポーツの普及・振興を目的としているスポーツ競技団体においても同様であり、2011 年（平成 23 年）1 月現在、新公益法人と認定されている法人は非常に少なく、なかでも文部科学省所轄の武道団体では皆無であった。

現在、武道教育の重要性が高まってきており、2006 年（平成 18 年）に改正された教育基本法の中に「伝統と文化の尊重」が盛り込まれ、2012 年（平成 24 年）度から中学校教育における武道の必修化が実施される予定である。国民の体力向上のみならず、日本伝統文化の継承の点においても公益性が高いと考えられる武道団体の新公益法人制度における目指すべき方向性としては、公益法人への移行が妥当であると考えられる。しかし、武道団体はまだ一般法人にも公益法人にも移行していないのが現状である。

【先行研究】

志々田・作野（2010）の研究結果から、旧公益法人の法人格移行の問題点として、事業区分の問題、ガバナンス・機関設計の問題、新定款への変更の問題、最初の評議員の選任の問題などがあることが分かった。また、『月刊公益法人 Vol.41 No.6』では、移行期間初期に公益認定を受けた法人の公益認定申請書の内容について新定款及び機関設計の分析を行っており、結果事業タイプの区分によって、公益目的事業として認定される 17 の事業区分のいずれかに該当していることが判明した。

【研究目的】

研究指導教員：作野 誠一 准教授

そこで本研究では、新公益法人制度における武道団体の法人格移行のプロセスに着目し、①新公益法人制度における法人格移行における問題点、②旧公益法人である武道団体の法人格移行に関する問題点を明らかにし、その対応策について検討することを目的とした。

【研究方法】

本研究では、旧公益法人である武道団体が新たな法人格へと移行する際の要件の検討と、公益法人制度における定款と旧公益法人である各武道団体の定款・寄附行為の比較・検討を行い、新公益法人制度における各武道団体の公益法人移行のための問題点を検討する。また、各武道団体の問題点を明らかにし、その対応策について検討する。本研究は、文献及び各武道団体の公益法人制度改革の担当者へのインタビュー調査によって行う。調査対象団体は表 1 の通りである。

表1 調査対象団体

（財）全日本柔道連盟 専務理事A氏	2010.3.16/1.0h
（財）全日本空手道連盟 総務課B氏	2010.3.10/1.0h
（社）全日本剣道連盟 専務理事C氏	2010.4.2/1.5h
（財）全日本なぎなた連盟 財務部D氏	2010.9.14/1.5h
（財）日本相撲連盟 監事E氏	2010.10.6/1.0h
（財）合気会 総務部主任F氏	2010.10.22
（財）日本少林寺拳法連盟 財務部G氏	2010.11.5/1.5h
（財）全日本弓道連盟 事務局F氏	2011.1.11/1.5h

【結果と考察】

目的①については、新公益法人制度における旧公益法人である武道団体の法人格移行の際の要件として、公益目的事業の認定判断については、先行研究である移行期間初期における申請成功事例研究を参考に、公益認定法上の公益認定法上の公益目的事業の要件である学術・芸能・慈善その他公益に関する 23 業種のうちの「児童または青少年の健全な育成」、「教育、福祉を通して国民の心身の健全な発達」に十分に該当するものと判断された。次に、不特定かつ多数の者の公益の増進に寄与するための 17 項目の事業区分ごとのチェックポイントでは、武道団体も他のスポーツ組織と同様に競技会開催事業が主な事業であることから「競

技会」に十分該当するものと判断された。

新公益法人制度における内閣府の定款ガイドラインと各武道団体の定款・寄付行為の比較・検討を行った結果、武道団体が新たな法人格へと移行する場合、新定款の要件として必要な記載事項はあるものの、特に移行に際し障害となるような新定款への変更上の問題点はないことが分かった。

目的②については、各武道団体の公益法人移行の際の問題点とそれらの問題点の対応策について武道団体ごとに考察した。

(財) 全日本柔道連盟の公益法人移行の問題点として、まだ移行準備段階であり、問題点が出てくるのは、これからであり、現段階では、理事数、評議員数、監事の人数、代表理事の選任などをどうするかが検討事項であった。問題点の対応策として、現在の連盟の機関構成から、将来の連盟の機関設計の在り方を予測し、慎重に判断すべきである。

(財) 全日本空手道連盟の公益法人移行の問題点として、現行の寄付行為から内閣府が推奨するモデル定款への移行、役員の人数変更、公益認定基準の収支相償における事業内容の見直しなどをどうするかなどがあつた。問題点の対応策として、将来連盟がどのような公益目的のための事業を行い、そのためにどのような機関設計が必要であるかを組織内で慎重に検討し、方針を決定すべきである。

(財) 全日本銃剣道連盟の公益法人移行の問題点として、定款変更や諸規程の変更などの移行作業の煩雑さや、役員の意識改革などがあつた。問題点の対応策として、移行作業の煩雑さについては、公益法人制度改革の担当人員の増加、勉強会・講習会を開き担当者の公益法人制度に関する知識の向上を図ること、役員の意識改革については、役員らの対象とした公益法人制度改革に関する講習会などを開き、役員の意識改革を図ることが重要である。

(社) 全日本なぎなた連盟の公益法人移行の問題点として、財務基準などを理解してどう処理するか、新公益法人制度を理解している人数をどう増やすか、役員の意識改革、評議員数の絞り込みの問題があつた。問題点の対応策として、公益法人制度改革担当者や役員を対象とした勉強会・講習会の開催と評議員に対して新制度における機関構成の変更について説明し、理解を求めていくことが肝要である。

(財) 合気会の公益法人移行の問題点としては、大きな問題点はないが、従来事業として行っている道場の設置経営事業の登録道場・団体に支部という名称を使用しないように要請していくことがあつた。問題点の対応策として、各登録道場・団体に支部という名称

を使用しないよう説明を行い、要請していくことが今後の連盟の運営においても重要である。

(財) 少林寺拳法連盟の一般法人移行の問題点として、公益目的支出計画の策定を挙げており、従来から保有する公益目的財産額の算定、赤字である公益目的事業として何を行っていくかなどがあつた。問題点の対応策として、連盟内で赤字である公益目的事業として何を行っていくか方針を決定し、主務官庁と相談を密に行い公益目的支出計画の策定を行っていくことが肝要である。

(財) 全日本弓道連盟の公益法人移行の問題点として、特に大きな問題点はないが、制度改革の課題に係わる役員定年制の導入などの武道界特有の年功序列制度との温度差があつた。問題点の対応策としては、役員に対して新公益法人制度における諸規程の導入などを説明し、理解を求めていくことが肝要であり、今後の連盟が運営を円滑に行っていくためにも重要である。

尚、(財) 日本相撲連盟においては、公益法人移行の問題点はなく円滑に移行準備作業を行っているとのことであつた。

【結論】

以上の武道団体における法人格移行の問題点とその対応策の分析から、公益法人制度改革における武道団体の対策としては新公益法人制度に精通した人材の確保が重要であることが明らかになった。これは時間的に制限が設けられていることから急務であると思われる。新公益法人制度に精通した人材確保のためには、人を雇い育てる資金が必要であるが、現在、武道団体の運営は、不況による社会経済状況の悪化や事業仕分けによる公益法人を対象とした助成金削減の流れ、少子高齢化や若者の武道離れなどによる競技人口の減少などの環境状況の悪化や、競技人口の減少イコール会費の減少からくる資金不足、資金不足からくる人手不足、人手不足からくる事業規模の縮小、事業規模の縮小からくる資金不足といった悪循環に陥っている状況にある。この状況を打開するためには、各武道の普及振興を図り、競技人口を拡大し、会費収入を増やすことが人手不足や事業規模縮小から脱却する道であり、そのためにも各武道団体は、青少年や高齢者に対して武道の良さをアピールし競技人口の増加を図ることが重要であると考ええる。

本研究は、5年間という時間的制約がある研究であるが、時間的期限が経過しても、今後のスポーツ組織の在り様を考えると、新公益法人制度に精通した人材を確保し、ガバナンスを確立していくことが重要であり、スポーツ組織の発展に欠かせないものであると考ええる。